年　　月　　日

中国電力ネットワーク株式会社　御中

申込者

所在地

名称及び代表者の氏名

**電源情報開示申込書**

当社は、資源エネルギー庁が公表する「系統情報の公表の考え方」の開示情報に基づき、送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制のシミュレーションを行うこと、及びそのシミュレーション結果を用いた事業性判断を行うこと、または学術・公益的な目的のみを目的とし、電源情報開示を申込みます。

○連絡先

* 1. 連絡者所属：
	2. 連絡者名　：
	3. 住　　所　：　〒
	4. 電話番号　：　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号：
	5. 電子メールアドレス：

以下の該当する項目にチェックを入れてください。なお、いずれにも該当しない場合、電源情報開示を申込むことができません。

○発電所の送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制のシミュレーション実施やそのシミュレーション結果を用いた事業性判断の目的での開示希望の場合

[ ] 新規連系発電設備設置者（特別高圧、高圧の系統連系希望者）

当社は、中国電力ネットワーク株式会社へ接続検討申込を行ったことを報告します。

・接続検討申込日　　　　年　　月　　日

※開示申込み時点で有効な接続検討申込書の写しを添付ください。

※中国電力ネットワーク株式会社から接続検討申込書の受付連絡の写しを添付ください。

[ ] 新規連系発電設備設置者（低圧（最大受電電力10kW以上）の系統連系希望者）

　※事業の蓋然性が高まったと判断できる資料として、電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書（高圧）」の様式３～様式５の８を添付下さい。なお、様式３及び４については、仕様書など設備の仕様・出力・台数が分かる書類及びＪＥＴ等の認証があるＰＣＳを設置する場合は認証証明書の写しの提出により代替することができます。

[ ] 運転開始前かつ契約申込済みの発電設備設置者（特別高圧，高圧および低圧（最大受電電力10kW以上）の発電設備設置者）

 ※開示申込み時点で有効な接続契約申込書または発電量調整供給契約申込書の写し等契約申込みの内容が分かる書類を添付ください。

　　[ ] 既連系発電設備設置者（特別高圧，高圧および低圧（最大受電電力10kW以上）の発電設備設置者）

　　　当社は、中国電力ネットワーク株式会社の系統へ連系済みの発電設備設置者です。

　　　・発電所名称　　　：

　　　・受電地点特定番号：

[ ] 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法）に基づく公募への参加予定者

　　　※再エネ海域利用法に基づく促進区域の公募の際に、経済産業大臣および国土交通大臣に対して提出した守秘義務対象情報の開示申請書の写し、守秘義務の遵守に関する誓約書の写しを添付ください。

○学術・公益的な目的での開示希望の場合

　　[ ] 学術目的での開示希望

　　　・「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」の名称：

　　[ ] 公益的な目的での開示希望

　　　・国や電力広域的運営推進機関の審議会等で、検証等が必要となったこと示す資料の名称：

○秘密保持契約書の締結の有無（　[ ] 有　・　[ ] 無　）

※過去に当該契約を締結している場合は、有を選択し契約書の写しを添付下さい。

※当該契約を締結していない場合は、無を選択し別途情報の取扱いについての秘密保持契約を締結していただきます。

○情報管理責任者

　　所属：　　　　　　　　　　　　　氏名：

※当該申込時点で未決定の場合は、別途上記内容を確認できる書類をご提出いただきます。

○添付資料

添付する書類にチェックを入れてください。

[ ] 接続検討申込書（写）および受付連絡（写）。または事業の蓋然性が高まったと判断できる資料。

※受付連絡が電話連絡であった場合は、受付日時を接続検討申込書（写）へ記載ください。

[ ] 接続契約申込書（写）または発電量調整供給契約申込書（写）等契約申込みの内容が分かる書類

[ ] 再エネ海域利用法に基づく促進区域の公募の際に、経済産業大臣および国土交通大臣に対して提出した守秘義務対象情報の開示申請書（写）および守秘義務の遵守に関する誓約書（写）

[ ] 秘密保持契約書（写）

※過去に中国電力ネットワーク株式会社と秘密保持契約を締結している場合。

以　上

|  |
| --- |
| 下記をご了承のうえ、お申し込みください。・特別高圧および高圧の新規連系の場合は接続検討申込受付後に当該申込みが可能となります。なお、電源情報開示の請求頻度は契約申込前：１回、契約申込後（既連系含む）：毎年度１回といたします。・学術・公益的な目的での電源情報開示の請求頻度は、開示請求者において検証等が必要となった都度：１回といたします。・再エネ海域利用法に基づく公募参加者の電源情報開示の請求頻度は公募への参加時：1回といたします。・電源情報開示の都度、手数料１万１千円（税込み）を請求いたします。・必要に応じて、身分証明書（免許証および名刺等）により身元を確認させていただくことがあります。 |

※中国電力ネットワーク株式会社は、本申込書により知り得た情報は電源情報を開示する業務に使用する以外に利用いたしません。